

富山国際大学・富山短期大学 補助金等の不正防止対策の基本方針

(令和8年4月1日策定)

1. 目的

この基本方針は、富山国際大学と富山短期大学における補助金等の使用に関し、法令その他両大学の定める規程等を徹底、遵守するとともに、教職員の意識の向上、責任ある補助金等の運営・管理体制の充実を図ることを目的とする。

2. 責任体系

組織として補助金等を適正に運営・管理する責任体制をとるものとし、各責任者等の責任と権限を定める。

3. 適正な運営と管理の基礎となる環境整備

補助金等の事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの特明確化・統一化を図るとともに、教職員に対して、周知徹底を図る。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握するとともに、不正防止計画を策定・実施し、不正の発生を未然に防止する。

5. 補助金等の適正な運営と管理活動

不正防止計画により、適正な補助金等の使用を図る。

6. 情報の伝達を確保する体制の確立

相談を含む「告発窓口」を設置し、学内外に周知する。

7. モニタリングの充実

不正の発生を防止するため、担当部署によるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正発生要因を分析し、実効性のある監査を実施する。

以 上